



内閣府

平成 2 1 年 6 月 1 9 日
国際平和協力本部事務局

「スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」、「スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令」及び「スーダン国際平和協力業務の実施の状況」について

標記については、6月22日の閣議において決定する予定であり、概要は以下のとおり。

1. 実施計画の変更及び政令の一部改正

本年4月30日の国連安全保障理事会決議により、国連スーダン・ミッション（UNMIS）の活動期間が平成22年4月30日まで1年間延長されたことに伴い、我が国が国際平和協力業務を行うべき期間及びスーダン国際平和協力隊の設置期間を平成22年6月30日まで1年間延長する。

参考：我が国は、平成20年10月から、UNMISに対し、司令部要員として2名の自衛官を派遣している。

2. 実施の状況

上記の変更に伴い、国際平和協力法第7条に基づき、これまでの業務の実施の状況について国会に報告する。

内容は、派遣に至る経緯及びスーダンにおいて我が国が行っている業務等の実施の状況についてまとめたものである。

本件問い合わせ先：

内閣府国際平和協力本部事務局

参事官 平野 隆一

参事官補佐 佐藤 建五

電話：3581 - 7348（直通）